

令和2年度第1回予防行政のあり方に関する検討会 議事要旨

1 日時:令和2年7月3日(金)10:00~12:00

2 場所:WEB 会議

3 出席者

(1) 委員

関澤委員長、大宮委員、河村委員、小出委員、高委員、小林委員、佐野委員、次郎丸委員、辻本委員、中川委員、村井委員、山崎委員、有賀委員、岩佐委員、宇田川委員、大出委員、芳賀委員、村上(哲)委員、門山委員、高橋委員、青木委員、大岡委員、小西委員

(2) オブザーバー

厚生労働省 森岡課長補佐(代理:佐藤係長)

(3) 事務局

消防庁 白石予防課長、細川課長補佐、千葉設備専門官、七條違反処理対策官、栗原国際規格対策官、田中係長、木村係長、吉田係長、秋山技官、中野事務官、田中事務官、金子事務官、道川事務官

4 配付資料

議事次第

委員名簿

資料1 消防設備等の課題への対応

資料2 多様化する防火対象物における防火管理

資料3 住宅防火対策の推進について

資料4 新技術活用による予防行政の高度化・効率化について

参考資料1 PFOS・PFOA 等のフッ素化合物に対する環境規制について

5 議事

(1) 消防用設備等の課題への対応

(2) 多様化する防火対象物における防火管理

(3) 住宅防火対策の推進について

(4) 新技術活用による予防行政の高度化・効率化について

(5) その他

6 主な意見交換 (○:委員、●:事務局)

(1) 消防用設備等の課題への対応

- 特定小規模施設用自動火災報知設備の設置基準の見直しを検討し、設置可能な対象物の拡大を検討しているということだが、住宅用火災警報器のように電池切れや関係者が交換時期を忘れてしまうことを心配している。点検報告の方法については検討しているのか。また、RC 造の

建物だと無線の電波が適切に届かない可能性があることも考慮してもらいたい。

- 今回検討している特定小規模施設用自動火災報知設備については、法令に基づく設備点検の対象であり、技術基準にあわせて点検基準の見直しも検討していく予定。電池切れについては、電池が切れるより前に警報を発するような機能を備える技術基準となるよう検討している。消防用設備等は建物の状況に応じて施工する必要があるため、RC造等の建物においては無線が届かない場合もあることは承知している。この場合は部分的に有線で接続するといった対応もできるようにする等、工業会やメーカーと相談しながら上手く施工できる方法を引き続き考えていきたい。コンセプトとしては工事を少なくして、安く、簡便なシステムで警報設備全体を構成したいという思いで検討している。
- PFOA等を含む泡消火薬剤について、化審法により今後規制を受けるとの記載があるが、点検するときに放出することについて化審法上の規制を受けるということであり、実際の火災の場合における放射については規制の対象外だと思うが、一定期間を過ぎると全く使用できなくなる等、時限的な措置は予定されているのか。
- 化審法による泡消火薬剤の規制については、火災等のやむを得ないとき以外は放出せず、やむを得ず放出した場合は回収して適切に処分するというもの。一定期間内に環境規制を受けない消火薬剤に取り替えなければならない、とはされていない。新たに製造するものや輸入するものが規制を受け、既存のものは適正に管理して不必要に環境中に放出されないような措置を講じれば良い、という主旨であると承知している。

(2) 多様化する防火対象物における防火管理

- 超高層・超大規模防火対象物について、規模の大きい集会施設が入った建築物を特に心配しているが、そういった建築物の避難計画等に留意して検討してもらいたい。また、超高層建築物内の避難時間については、階段を使った垂直避難による手間、高齢者等の移動に時間がかかる施設利用者の介在、意図的に階段を少なくする設計がなされている実態等により長時間化している点を考慮して検討してほしい。避難の目標時間について、利用者、管理者があらかじめ想定していることが重要だと考えるが、どれくらいの目標時間を考えているか。
- 避難の目標時間については、その建物が設計された時に事前に定められたものを使っている。
- 関係者不在宿泊施設について、消防計画の作成義務がない比較的小規模なものが想定されているが、関係者不在宿泊施設が許容される規模、収容人員の規模は示されるのか。
- 消防計画については法令上義務がかからないものであっても、整理した内容を守るよう指導していくことを見据えて、現在検討しているところ。消防計画の作成義務の対象拡大に向けた法令改正等の対応は想定していないが、対策を検討していきたい。
- 超高層ビルからの避難について、昔は耐火時間が2時間、3時間となっており、避難を考える際の目安となっていたが、最近の建築基準法ではフレキシブルになっていると認識している。建築基準法の性能規定化に合った形で作られるのであれば、それに合った形で自衛消防隊が活動できるよう考えていかなければいけない。
- 避難を考えるにあたって、用途別、規模別、構造別で細かく分類して検討を進めていくべきではないか。建築物の構造や利用者の多様性が見受けられるが、身体弱者が避難できないときに

階段構造が貧弱であるときは是正させる等、新しい建築物はさることながら、古い建築物をどうするか検討してもらいたい。

- 各用途別にどのような防火管理が必要なのか検討することは重要だと考えている。消防計画の作成に当たって、防火管理者が自分の建物について、火災のリスクを把握し、又は特性を理解する際のサポートができないかを検討する予定である。

(3) 住宅防火対策の推進について

- 現在検討している住宅防火対策は従前からの対策とあまり変わらないように感じる。より効果的な対策や趣向の異なる方法を考えなければならないと思う。経過別に見ると、逃げ遅れによるもの、着衣着火によるもの、出火後再進入するものが多いが、それは高齢者に限った事ではない。防火教育体制を構築するなど別な方法を考えていかなければ死者数は減らないのではないかと。
- これまでは全体の死者数を減らそうと取組んでいたところ。年齢層別にそれぞれの行動特性をとらえ、それぞれどこに働きかけていくか検討したい。今回の意見を踏まえた形で今年度以降も検討していく。
- 福祉施設に比べ、一般住宅は防火対象物と位置付けられていないことから規制が難しいと思うが、実態として一般住宅と福祉施設を比べると、一般住宅の方が高齢者の死亡率は高いのか。また、海外の事例として、一般住宅に対して規制や防火施設の設置をさせている事例はないか。スプリンクラー等の住警器以外の手法は考えられないのか。他の業界への働きかけについて、着衣着火が死因として多くなると、衣服に関する業界に対して、燃えない服の開発や、規格化といった働きかけは実施しているのか。
- 住宅の中でも、一般住宅と福祉施設の違いを示すデータは保有していない。
- 住宅用スプリンクラーについてはこれまでも推奨していたが、比較的高価であった。最近では、安価なものもあると聞いており、規制するまでは至っていないが製品事例等については共有していきたいと考えている。
- 衣服の防炎化については、消防庁においても消防防災科学技術研究推進制度において開発を支援しているところ。なお、現状、住宅用スプリンクラーの義務化までには至っておらず、効果の推奨までに留まっている。
- それぞれの施設の用途ごとに、火災1件当たりの死者発生数、用途ごとの施設利用者数に対する死者発生数についてリスク比較したことがあるが、病院や福祉施設は職員の見守りや、設備規制もあるため、死者発生率は一般住宅の方が比較的高い。また、海外での住宅防火対策について、バンクーバーやロサンゼルスやビバリーヒルズなどの比較的高収入階層の高い地域では住宅用スプリンクラーが義務化され、火災による死者数を減少させたという事例もある。火災による死者を軽減させるという意味では、消防機関へ投資するよりも住宅用スプリンクラーを設置する方が、効果が高いため義務設置化を進めているようだ。その他にも海外の事例を調査してみるとには一定の価値があると思う。
- 住宅防火対策の取組として高齢者の死者を軽減させるため、大阪市消防局では介護事業者との連携を考え、それぞれの行政区のケアマネージャーやホームヘルパーと協力し、高齢者独居世帯を訪問する際、生活形態の把握やそれぞれの地域の実態について、消防職員と区の担当

者で随時情報を共有しながら住宅防火対策に取り組んで行きたいと考えている。住警器の維持管理については、ガス事業者と連携し、ガス事業者が住警器の設置の案内や実際に設置するなどの取組みを実施している。

- 住宅用スプリンクラーの普及については、福祉や介護関係者とも連携していくべきだ。介護保険制度の中で関係者は住宅改修の補助を行っており、その補助対象範囲に住宅用スプリンクラーの設置についても新たに追加するか、仮に追加が難しくても紹介してもらうよう福祉部局と連携できないか検討してもらいたい。
- 委員の意見を踏まえ、今後の検討に活かしていきたい。

(4) 新技術活用による予防行政の高度化・効率化について

- 機器の開発については、専門家の意見も積極的に取り入れた上で、できるだけ広く検討の対象に入れるようにしてはどうか。専門的な知識のない人間が企業の開発を聞いただけで判断するのは難しいと思う。専門家が意見を聞くということは、開発する側のやりがいにも繋がる。企業だけに任せないで研究所も使う等、開発者を積極的に支援することが重要だと思う。開発する側の視点に立って対応することで企業もやる気を出すのではないか。
- 製造者、開発者、設計者、専門家や消防関係の方から意見をもらいながら、どうすればより創意工夫が進み、開発者等の努力が報われるのか等を考慮して進めていきたいと考えている。企業にとっては保有する知的財産の管理に関する部分もあると思われるため、その点も留意して進めていきたい。今年度はニーズのある場所や潜在的な危険性等について幅広い観点から情報収集し、来年度以降もう少し絞って検討していくようなスケジュールで進めていこうと思う。
- 私自身も過去に警報をスマートホン等に通知できないか消防研究センター等と共同で研究を行ったことがあるが、既存の設備に対し外部出力するようなものを取り付けるというのが法規的にも、制度的にも、製品的にも問題になるようだ。全く新しいものを作るというのも良いが、既存の設備との接続の部分について調整すると開発が進むと思うので検討してみてもどうか。
- 外国人観光客の増加や新しい生活スタイルの普及等、これからもビルに対するニーズは変わってくる。その中で既存の施設、設備を活用しながら新しいものを付加していくことも視野に入れつつ検討を進めていきたいと考えている。法規面や制度面の問題については、具体的に開発したいもののニーズと制度等のギャップをどういったところで埋めていけばいいかといった視点に立ちながら議論していこうと思う。
- 性能規定化を積極的に進めようということだが、ソフト面、特に設備の定期点検報告について、企業が開発すれば点検の頻度を少なくすることも法律上は可能となっているため、積極的に開発するよう働きかけてみてはどうか。
- 事務局としても今の制度の中でも色々と活用できるものがあるということは認識している。ソフト面もハード面も全体的に色々な工夫が実現できるように進めていきたいと思う。
- 新しい機器の導入は積極的に行うべきと考える。火災調査についてはICT機器を導入することで業務の効率化が期待できるが、それぞれの自治体ごとに規定している個人情報保護条例に抵触することが懸念される。消防庁においてガイドライン等により対応方法を提示した方が、本部での対応がしやすくなると思うが、いかがか。

- 導入に当たっての制度面での話を含め、各消防本部が使いやすいものを検討・提示していきたい。
- 従来の調査というと出火原因の調査に集中し、発見が遅れた理由、初期消火に失敗した理由、延焼が拡大した理由等の火災の被害全体を俯瞰するような調査が実施されていない。総合的な火災調査を科学的に行うといった方向を打ち出せないか検討してもらいたい。
- 狭義の意味での火災調査だけではなく一連の火災被害について調査し、再発防止につなげていくことが重要。最近の事例では岡山市消防局で、一連のプロセスの中で調査から予防、広報までの対策を実施している。消防庁としても調査結果を総合的に火災予防につなげていけるような仕組みも検討していく。
- 私は「防災機器の信頼性が高ければライフサイクルコストが下がる仕組み」というものを作ろうとしている。しかし、それを実現するには「許容できる故障率」という概念を取り入れなければならない。性能を担保に点検期間を延長するような仕組みを考えているならば、同様に「許容できる故障率」のようなものを設定する必要があると思うが、検討してみてはどうか。
- 点検の頻度についての検討についてもニーズ等があれば対応したい。その場合は、経年期間と故障発生率に関するデータなどを収集、分析した上でハード・ソフトの総合面で一定の安全を確保できることを示さなければならないと思う。いずれにしても、説得力を持った説明ができるものとなるように進めていきたいと考えている。
- 現在の火災原因調査は火災出火原因を調査することが主体となっており、周辺の要因、火災の予防対策、再発防止策の検討は、必ずしも組織的に行っているわけではないという認識で良いか。
- 火災調査報告要領に基づき調査を行っており、原則的には再発防止策を講じている。しかし、実態としてどの程度まで再発防止策についての検討が行われているかについては、それぞれの火災によって異なると考えている。

以上